

## 業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和8年度新潟県消防防災ヘリコプター定期耐空検査整備作業業務について、次の条項により委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

#### （1）業務の名称

令和8年度新潟県消防防災ヘリコプター定期耐空検査整備作業業務委託

#### （2）業務の内容

業務の内容は、令和8年度新潟県消防防災ヘリコプター定期耐空検査整備作業業務委託仕様書のとおりとする。

### （委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとする。

### （委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

### （契約保証金）

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額を新潟県が発行する納入通知書において契約日までに納入する。ただし、新潟県財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

### （権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

### （再委託の制限）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

### （特許権等の使用）

第7条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を

使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第9条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲乙協議の上、当該損害の負担を決定するものとする。

(成果報告書の提出)

第10条 乙は業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第11条 甲は前条の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(部分使用)

第12条 甲は、第11条の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

(委託料の支払)

第13条 乙は、業務の成果が第11条の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 第1項第1号及び第2号の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

第15条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
  - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和8年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県  
新潟県知事 花角 英世

乙